



日本科学者会議 (JSA) 滋賀支部
NEWS LETTER

2023年7月8日発行 第93号
事務局長 小島 彬
TEL/FAX : 077-589-3724
Email : akrkojima@ybb.ne.jp

滋賀県に包括的差別禁止条例を

滋賀県立大学分会 河 かおる

今年(2023年)は1923年9月1日の関東大震災で朝鮮人虐殺が起きてから100年目です。中国人、そして社会主義者や朝鮮人に間違えられた日本人も虐殺されました。差別の蔓延が大量虐殺に帰結してしまった自らの歴史を直視し、二度と繰り返させない社会をつくらなくてはなりません。

2019年、国連のグテーレス事務総長は、ルワンダでのツチ人に対するジェノサイド(1994年)から25年目の節目にあたり、「ヘイトスピーチと暴力の扇動を突き止め、これに立ち向かいつつ、過去に見られたように、これが憎悪犯罪やジェノサイドへとつながらないようにすべき」とのメッセージを發しました。そして「ヘイトスピーチと差別を拒絶する」取り組みを呼びかけました。

ところが日本では、京都府宇治市ウトロ地区への放火事件や、津久井やまゆり園事件に象徴されるような、ヘイトクライム(憎悪犯罪)が起きて、国連が勧告する包括的差別禁止法制定が一向に具体化しません。その一方で国の法制化に先がけて、地方自治体の条例で差別に少しでも歯止めをかけようとする動きが出て来ています。

私は法律の専門家ではありませんが、関東大震災から100年目の節目にあたり、国連の勧告をまずは地方自治体で受けとめ、差別に歯止めをかける動きを滋賀県でもスタートさせたいと、2023年5月20日、「戦争をさせない1000人委員会しが」の第21回連続市民講座にて「滋賀県に包括的差別禁止条例を」とのタイトルでお話をしました。本稿はその概要をお伝えするものです。

1. 差別禁止はなぜ必要?

そもそも、差別禁止がなぜ必要なのか。差別は(自死を含め)人の命を奪うからです。反差別というプレーキなしに、差別のアクセルだけが踏まれる先には、(先述の国連事務総長の言葉のように)ヘイトクライム、そしてジェノサイドが起きてしまうというのが、人類の歴史の教訓です。

梁英聖『レイシズムとは何か』(ちくま新書、2020年)を参考に、差別禁止の必要性を、道路交通法に例えてみます。今の日本はどこが道路(差別)でどこがそうでないかを定める道路交通法(差別禁止法)が無い状況と同じで、危険が野放しになり、命が危機にさらされています。「差別を解消しよう」「理解を増進しよう」という努力義務を定めた法律はいくつかありますが、何が差別であるのかを定義して差別を禁止する法律が無いという状況は、道路交通法が無いのに、「シートベルトを着用しよう」「チャイルドシートを付けよう」という啓発だけしているようなものです。もちろん、それでもヘイトスピーチ解消法が、外国人の人権を守るための日本初の法律であることの意味は大きいことは付言しておきます。

移民統合政策指数(MIPEX)というものがあります。56ヶ国が参加した第5回目の調査結果が2020年12月に公表されました。8つの政策分野(労働市場、家族呼び寄せ、教育、政治参加、永住、国籍取得、反差別、保健)について、167の政策指標を設け、数値化したものです。日本は総合36位で、とりわけ反差別の項目では56ヶ国中で52位という低さでした。2014年に公表された第4回調査でも反差別の項目は38ヶ国中37位でした。

国連の自由権規約委員会、人種差別撤廃委員会などが、包括的差別禁止法の制定や国内人権機関の設置を日本政府に繰り返し勧告しているのに、全く進んでいません。こうしたことが低評価の背景にあります。

2. 個別法(条例)と包括法(条例)

日本国憲法は、第14条で「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定めています。この憲法14条に定めた「差別されない」権利を実現するための、包括的な差別禁止法が必要です。

現在、日本では男女共同参画社会基本法、障害者差別解消法、部落差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、アイヌ民族支援法、LGBT理解増進法のように、差別を受ける

可能性のある属性毎に定められた個別法はあります。ただし障害者差別解消法に差別禁止規定があるのを除き、いずれも差別の解消や理解の増進の努力義務にとどまっています。また差別被害への救済手続きについて規定した法律もありません。最近、可決成立したLGBT理解増進法に至っては、むしろ差別を増進するのではないかと指摘があるほど、問題だらけです。なお、雇用に関しては男女雇用機会均等法や障害者雇用促進法に差別禁止規定があります。このような個別法もちろん重要ですが、例えば複数の属性に対する差別が重なる複合差別の問題や、まだ個別法が無い領域の差別（例えば感染症などの疾病に関連する差別など）に対応するには、包括的な差別禁止法が必要です。

個別法が制定されると（場合によっては個別法に先立って）、地方自治体で条例が制定されます。滋賀県であれば、男女共同参画推進条例、障がい者差別のない共生社会づくり条例などです。後者は障害者差別解消法に沿うだけでなく、もう一步踏み出した独自の制度（地域アドボケーター制度）導入が定められています。

他に人権尊重の社会づくり条例がありますが、差別という言葉が入っておらず、「人権が尊重される社会づくり」の努力規定のみです。また被差別の属性の列举としては、「社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障害、疾病等」となっており、宗教、年齢、性的指向、性自認等が含まれていません。

※本節は一般社団法人部落解放・人権研究所「差別禁止法研究会」編集・発行の『差別禁止法をつくらう！』（2022年）を主に参考にしました。

3. 他自治体の先進事例

それでは自治体の包括的な条例で、国の個別法より差別禁止／解消に向けて踏み出した事例はどのようなものがあるのでしょうか。有名なのは川崎市の差別のない人権尊重のまちづくり条例（2018年）です。差別的言動に対して罰則規定のある現在唯一の条例です。被差別の属性は「人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別」と包括的に列举されていますが、罰則の対象となるのは「本邦外出身者」への差別的言動に限られます。また、勧告、命令、罰則の適用という三段階を経るため、2回目までの差別的言動には罰則が適用できません。そ

れでも、川崎市内で頻発していたヘイト街宣が条例制定後に激減したそうです。

川崎市に次いで注目されているのは、相模原市の（仮称）相模原市人権尊重の街づくり条例です（まだ人権施策審議会の答申が出された段階で、条例にはなっていません）。相模原市では2016年に津久井やまゆり園事件が起きました。前文にこの障害者大量殺傷事件をヘイトクライムとして盛り込んでいます。被差別の属性は「人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障害、疾病、出身その他の事由」と包括的に列举しています。罰則については川崎モデルに従っていますが、対象は「本邦外出身者」に限られません。他にも、専門的第三者機関設置、差別事件発生時に市長が速やかに非難声明を出すことなどが盛り込まれ、専門家も国際人権基準に合致する内容だと高く評価しています。

都道府県レベルで罰則規定を盛り込んだ条例はまだありませんが、滋賀県での条例制定で参考になりそうな事例として三重県を紹介します。三重県では滋賀県と似たような人権尊重条例がありましたが、それを全面改定する形で差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例を2022年に制定しました。被差別の属性は「人種、皮膚の色、国籍、民族、言語、宗教、政治的意見その他の意見、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の疾病、職業、社会的身分、被差別部落の出身であることその他」と、私が知る限り最も包括的に列举しています。罰則規定はありませんが、啓発や相談だけでなく、申立による紛争解決体制が整備されています。また災害等の発生時における人権侵害行為の防止が定められていることも注目されます。

滋賀県議会では2015年7月に、国連の勧告等も引用した上で「ヘイトスピーチを禁止する法律の制定を求める意見書」を賛成多数で可決しています。既に他自治体での先例もあるわけですから、ぜひ滋賀県でも、差別禁止／解消に向けた条例制定を実現したく思います。

とりあえず情報共有のためにFacebookの公開グループを作成しましたので、ご関心のある方は是非お入り下さい。

Facebook 公開グループ「反差別ネット滋賀（仮）」
<https://www.facebook.com/groups/991208792308957>